標準字体

アカサタナハマヤラワ

○濁点、半濁点

※印の欄は記入しないでください。

様式第8号(表面)

労働者災害補償保険

32 労	働者の	職種	③ 負傷又は発病	の時刻	③ 平均賃金	& (算定内訳別紙	0=1		
			午後	時 分	頁	円	銭	にみは別に 限労疾紙より 動病2る	一、所定労働時間後に負傷した場合には、②及び②欄については、当該一、所定労働時間後に負傷した場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳等のために休業した期間があり、その期間及び賃金の相当する額が平均賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額を算定基礎期間中に業務外の傷病の療養平均賃金の額を算定基礎期間中に業務外の傷病の療養の無には、平均賃金の資定基礎期間中に業務外の傷病の療養の制御には、平均賃金の場合には、②及び②欄については、当該一、所定労働時間後に負傷した場合には、②及び②欄については、当該一、所定労働時間後に負傷した場合には、②及び②欄については、当該
35所定的	労働時間	午前 時	テ 分から午前	時 分まで	で 36 休業補信 別支給	償給付額、休業特 金額の改定比率	(平 均 給 与 額) 証明書のとおり)	添しには平 付たよ し 日る ② 0 質	- 1 金額め①た働 J②のをに欄日時 i 欄額算休にを間
③災害(の原因及び発	生状況のある	ごのような場所で Ŵどのよ ぶ安全な又は有害な状態がる	うな作業をしている あって (B どのような	ときに ③ どの。 災害が発生した	ような物又は環境 かを詳細に記入	iに ②どのよう すること	て (別 療 欄 金 だっ) がまれる だっ だっ だっ だっ	にを定業は除いて 記載えでいて 記載えた平の
								さい。	しるか期質に最してく
								受けなって「一	ださい たださい たださい たださい
								部時間のかった。	この な は この が に さい。 の の が に に に に に に に に に に に に に
								旦とうちょう	い場合は、砂欄に、この算 ・図及びの欄に、この算金に相当する期間及び賃金に相当する期間及びその期間中に ・製問は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で
								うのもに	の期間をは、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に
								が部業 含分務 まに上	こび相間の いて
								れつの るい負 場て傷	算金すに病 は、当 に病の療
								合の又	法訳がた養 該
									(一 <u>五</u> (二)(一 <u>四</u> (二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(
								かそ別②いっの紙欄で	20二事そ⑦劉末 1、回業の、欄人
	① 基 礎	年金番号		回被保険者資格		年 イロ障害	月 日	期間(平350	型、 型の 型の ので、は、 は、 は、 は、 には、 には、 には、 には、 には、
38 E 45	Ø	年	金 の 種 類	厚生年金国民年	保険法の金法の険法の	の申請 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、四、3、3、3及びの欄の事項を証明することができる書類で、事業主の証明は受ける必要はありません。三、事業主の証明は受ける必要はありません。三、事業主の証明は受ける必要はありません。三、事業主の証明は受ける必要はありません。		
厚生年金保険等の受給関係	当該傷病に	こ障	害 等 級	加兵水	灰 仏 切	ホ 障 f	事 年 金 級	は離定びい一職内のの部後記欄	に甲るし及給別加るでは、 の前、要しの表別加入
金岩関	関して支約	_ /IH	される年金の額				円	がでは記	てのはだ欄で
険 係	される年金	文和 5	れることとなった年月日		年	月	H	職る付載前場すす	、合りい事額あ 前にま。項をる
	の種類等	基礎年等の年	三金番号及び厚生年金 三金証書の年金コード			に合る必要	回はせを記ときれ		
		所轄	社会保険事務所等					る療安安は場合のある	前 求 切してく
								かりまま	ることさ
				表面の	記入枠	削	2	くにせせん。	請後のでき
				を訂正	こしたと	10 1		にではき	分に書
				きの言	正印欄	加	2	、な	つ類

表面の記入枠 削 字 1 を訂正したと 字 加 きの訂正印欄

本、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、30欄は記載する六、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、30欄は記載するが、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、30欄は記載する 事業主の証明は受ける必要がないこと。

社会保険 券 者 電 載 欄 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏 名 電 話 番 号 1

		労		働	保	1	険	į	番	号			氏	名	災害	発生	上年月	H
府	県	所掌	管	轄	差	ķ	幹	番	号	枝	番	号			h		п	
													0		牛		月	H

平均賃金算定内訳

(学働其准計第19条参昭のこと)

											(労働基準法第	512宋参照	思りしての
雇	入	年	月日	B		年	月	H	常用	・日雇	の別	常月	月・日	雇
賃	金	支 給	方》	去	月給	・週給・	日給・時間	間給・出き	来高払制・	その他謂	賃負制 賃	金締切日	毎月	日
		賃	金計	算具	胡間	月月	日から 日まで	月月	日から 日まで	月月	日から 日まで		計	
	月よ	総		H	数		日		日		日	1		日
	・週その他		基	本貧	重 金		円		円		円			円
١,	の払っ	Æ		=	手当									
A	ー 定 も	賃		=	手当									
	のの 期	^												
	間に	金												
				計			円		円		円	1		円
		賃	金計	算具	胡間	月月	日から 日まで	月月	日から 日まで	月月	日から 日まで		計	
	日他若の	総	1	H	数		日		日		日	1		B
	し請くは制	労	働	日	数		日		日		日	\odot		日
	時に間よ		基	本質	重金		円		円		円			円
В	VO	賃		Ę	手当									
	くは出来高	貝		Ē	手当									
	払制制	金												
	そのの													
				計			円		円		円	9		円
	総			言	+		円		円		円			円
	平	均	賃	3	È	賃金約	公額		円÷総日数	(T)	=		円	銭
				金の	計算力		· 60 H *L 0	_			ш	44		
		A の (E B の (E					: 総日数① : 労働日数②		$\times \frac{60}{100} =$		円円	銭◎		
		\Diamond			Р	到 銭-	+(1)		浅 =		円	銭(最低	保障平均	均賃金)
日	日雇り	入れ	15	第1は第	号又 2号 -	賃金計	算期間	₩ 労	働日数又は 働 総 日 数	31	貢 金 総	額平均如	i金(3÷	$\mathbb{O} \times \frac{73}{100}$
	る者の			の場	易合	月月	日から 日まで		E	3		円	Р	5 銭
	(昭和省告)			第3場	号の合		労働局長が		金額					円
	はる。		2.5	第4場	号の合		事業又は職会労働局長が		> 水石					円
	業及で					 即坦桁乐	労働何女が	* 正 ペノ / こ 3	左 領					H
省	者の刊 昭和2 告示負 条にし	4年岁	分働 計第			協定額の F 月 日		月	日 職種	fi	平均复	賃金協定額		円
(負 	金計	算期間	間のう	ち業	務外の傷	病の療養等	のため休	業した期	間の日数	及びその其	期間中の賃	金を業種	务
							期間の日数 かかる ② の						賃金	
	(貝)	・重り	市区、石具人		ト来 し] ー	/こ州川川 (こ			日一		(ご期间(2)()	円	金	戋

賃金	金計 算期間	月月	日から 日まで	月月	日から 日まで	月月	日から 日まで		計	
-11.01	の傷病の療養等のため									
休業し	た期間の日数		日		日		日	9		
業務外の傷病の療養等の休業した期間中の賃金	基 本 賃 金 手 当 手 当		H		Я		円 			
ため	計		円		円		円	①		

	支	払	年	月	日		支	į	7	額	
3		年		月		日					円
特		年		月		日					円
別		年		月		日					円
給 -		年	in the	月		日					円
サ		年		月		H	1				円
額		年		月		H					円
		年		月		H					円

〔注意〕

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。